

## 姫野病院通所リハビリテーションセンター

### 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所運営規程

#### 第1条（運営規程設置の主旨）

医療法人八女発心会が開設する姫野病院(以下「当施設」という。)において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関し重要な事項を定めるものとする。

#### 第2条（事業の目的）

通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

#### 第3条（運営の方針）

- 1 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、短時間での集中的なりハビリテーション提供を重視し、利用者個々の生活環境に合わせたリハビリテーションプログラムの提供ができるように努める。
- 3 当施設では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう務める。
- 5 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 6 事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 通所リハビリテーション（予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

#### 第4条（施設の名称及び所在地等）

当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- 1 施設名 医療法人八女発心会 姫野病院通所リハビリテーションセンター

- 2 開設年月日 平成28年4月1日
- 3 所在地 福岡県八女郡広川町大字新代2316番地
- 4 電話番号 0943-24-8288 FAX番号0943-32-3620
- 5 管理者名 姫野 亜紀裕
- 6 介護保険事業所番号 4013519089

#### 第5条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1人  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 医師 1人以上（うち、1名管理者と兼務）  
利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- 3 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等 2人以上  
通所リハビリテーション利用者に対し利用者の自宅に赴き、通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。
- 4 栄養職員 1名  
栄養職員は、低栄養状態等の改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。
- 5 介護職員 1人以上（常勤専従）  
利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

#### 第6条（営業日及び営業時間）

- 1 営業日  
毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。（8/13～15、12/30～1/3を除く）
- 2 営業時間  
営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。
- 3 サービス提供時間
  - ① 8:50～10:20
  - ② 10:30～12:00
  - ③ 13:45～15:15
  - ④ 15:25～16:55※ 時間延長サービスの実施はしないこととする。

#### 第7条（利用定員）

通所リハビリテーションの利用定員数は、1単位につき20人とする。

## 第8条（通所リハビリテーションの内容）

- 1 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行う。
- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

## 第9条（指定通所リハビリテーションの利用料その他の費用）

- 1 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、介護保険法第49条の2に規定する要介護被保険者及び第59条の2に規定する居宅要支援被保険者は、その2割の額もしくは3割の額とする。
- 2 事業所が利用者から前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 3 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払を受けたときは、サービス及び料金の内容・金額を記載した、領収証書及びサービス提供証明書を利用者へ交付しなければならない。
- 4 前項の規定は現物給付、法定代理受領とならない利用料の支払を受けた場合にも適用する。なお、この場合、利用者又はその家族からの求めがあれば、要介護認定申請等必要な手続きについて説明・助言を行うこととする。

## 第10条（衛生管理等）

1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### 第11条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域（送迎の実施地域）は、八女郡広川町（中広川、下広川、上広川（要相談））、八女市（旧八女市以外要相談）、久留米市（要相談）、筑後市（要相談）の区域とする。

#### 第12条（相談・苦情対応）

- 1 当施設は、提供した施設サービス等に関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明するものとする。
- 2 要望及び苦情の受付責任者は、管理者及び管理者代行者とする。

#### 第13条（事故発生時の対応及び損害賠償）

- 1 当施設は、施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、事業者が故意、過失がない場合はこの限りではありません。

#### 第14条（非常災害対策）

- 1 事業所及びその従業者は、風水害、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取らなければならない。
- 2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備付け及びその使用方法並びに非常災害時の避難場所及び避難経路を熟知しておかなければならない。
- 3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じ、その被害を最小限にとどめるように努めなければならない。
- 4 事業者は、消防法に規定される防火管理者を定め、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に従業者に周知するとともに、非常災害に備えるため、年1回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 5 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### 第15条（居宅介護支援事業者との連携）

- 1 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、他の主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む。）と連携し、次の場合には必要な情報を提供することとする。
  - ・利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合

- ・次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき
  - ① 第6条に定める利用定員を超える場合
  - ② 第9条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で送迎等に対応できない場合
  - ③ 利用者が正当な理由がなく従業者の指示に従わないため、サービス提供ができない場合
  - ④ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合
- 2 前項第2号③及び④の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させるおそれがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に通知することとする。

#### 第16条（利益供与の禁止）

事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

#### 第17条（職員の服務規律）

職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- 1 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること
- 2 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- 3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心掛けること。

#### 第18条（職員の質の確保）

施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

#### 第19条（職員の勤務条件）

職員の就業に対する事項は、別に定める医療法人八女発心会当施設の就業規則による。

#### 第20条（職員の健康管理）

職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

#### 第21条（守秘義務）

- 1 事業所の職員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人、家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。
- 2 当施設は、居宅介護支援事業等必要な機関に対し、利用者及びその後見人、家族に関する情報を提供する必要がある場合には、利用者及びその後見人、家族又は使用目的等を説明し、文書により同意を得ます。

## 第22条（その他運営に関する重要事項）

- 1 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人八女発心会の理事会において定めるものとする。
- 4 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

## 第23条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者に現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 第24条（業務継続計画の策定等）

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
  - 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第25条（地域との連携等）

事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を行うよう努めるものとする。

## 付則

この運営規程は、平成28年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成30年11月1日より施行する。

この運営規程は、令和5年2月1日より施行する。

この運営規程は、令和6年6月1日より施行する。

# 姫野病院 通所リハビリテーションセンター契約書

様 以下、「利用者」という)と姫野病院通所リハビリテーションセンター  
(以下、「事業者」という)は、事業者が利用者に対して行う通所リハビリテーションサービスについて、次のとおり契約します。

## 第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう通所リハビリテーションサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。
- 2 事業者は、通所リハビリテーションサービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。

## 第2条(契約期間)

- 1 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護(支援)認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護(支援)認定有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は、同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし、
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護(支援)認定有効期間の満了日までとします。

## 第3条(運営規程の概要)

事業者の運営規程の概要(事業の目的、職員の体制、通所リハビリテーションサービスの内容等)、従業員の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

## 第4条(通所リハビリテーション計画の作成・変更)

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所リハビリテーション計画」を作成します。
- 2 通所リハビリテーション計画には、リハビリテーションの目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
- 3 通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 4 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する通所リハビリテーションサービスの目的に従い、通所リハビリテーション計画の変更を行います。
  - ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該通所リハビリテーション計画を変更する必要がある場合
  - ② 利用者が通所リハビリテーションサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合

- 5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 事業者は、通所リハビリテーション計画を作成し又は変更した際には、これを利用者及びその後見人又は家族に対して説明し、その同意を得るものとします。
- 7 通所リハビリテーションサービスの内容を変更した場合、利用者と事業者とは、利用者が変更後に利用する通所リハビリテーションサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

#### 第5条(通所リハビリテーションサービス内容及びその提供)

- 1 事業者は、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づいて、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容の通所リハビリテーションサービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者に対して通所リハビリテーションサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、利用者の確認を受けることとします。
- 3 事業者は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。
- 4 利用者及びその後見人(後見人がいない場合は、利用者の家族)は、必要がある場合は、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

#### 第6条(居宅介護支援事業者等との連携)

事業者は、利用者に対して通所リハビリテーションサービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### 第7条(協力義務)

利用者は、事業者が利用者のため通所リハビリテーションサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

#### 第8条(料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として〔契約書別紙〕に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日頃までに利用者到手渡し、または送付します。お手元に届かないときは、ご連絡下さい。  
郵便物(主に請求書等)を送る場合は普通郵便とし、書留等を希望される場合は別途料金を頂きます。  
 普通郵便       書留等
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までにお支払い下さい。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し受領書を発行します。

## 第9条(サービスの中止)

1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の当日午前8時30分までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2 利用者がサービス提供日の当日午前8時30分までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して〔契約書別紙〕に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。

3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所リハビリテーションサービスの実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては〔契約書別紙〕に記載したとおりとします。

## 第10条(料金の変更)

1 事業者は、利用者に対して、30日前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れる事ができます。

2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お互いに取り交わします。

3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

## 第11条(契約の終了)

1 利用者は事業者に対して、7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、その契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が破産した場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ③ 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して生命、身体、財産、信用等を傷つけ、又はハラスメント等により、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が要介護(支援)認定を受けられなかった場合
- ② 利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所した場合
- ③ 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合

6 利用者又は利用者の家族等が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命、身体、財産、信用等を傷つけ、又はハラスメント等の著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）  
例：コップを投げつける/蹴る/唾を吐く
- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）  
例：大声を発する/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）  
例：必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする

## 第12条(秘密保持)

1 事業者及びその従業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人、家族又は秘密を漏らしません。

2 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、また利用者の家族(後見人)の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族(後見人)から同意を得ない限り、利用者又は利用者の家族(後見人)の個人情報を用いませぬ。

3 例外として次の各号については、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連絡
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

4 事前に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとし、事業者は、事業所の従業者が退職後、在職中知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないようにします。

## 第13条(事故発生時の対応及び損害賠償)

1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

2 利用者の所持品の紛失、破損、事故等について、明らかに職員に過失がある場合を除き、一切責任を負いかねますのでご了承ください。

3 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

4 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損

害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者が故意又は過失がない場合はこの限りではありません。

5 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

#### 第 14 条(緊急時の対応)

事業者は、現に通所リハビリテーションサービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

#### 第 15 条(相談・苦情対応)

1 利用者及びその後見人、家族は、事業所より提供されたサービスに関して苦情があるときは、事業所、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した通所リハビリテーションサービスについて利用者及びその後見人、家族から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、事業者は、利用者及びその後見人、家族が苦情を申し立てたことを理由とし不利益な取扱をすることはありません。

3 事業者の苦情相談窓口は重要事項説明書のとおりです。

4 事業者は、苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。

① 利用者や従業員からの事情聴取等により、事実関係を把握します。

② 苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。

③ 利用者に対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明します。なお必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。

5 事業者は、苦情の処理に際しては、必要に応じて市町村又は国民健康保険団体連合会へその概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

#### 第 16 条(利用者代理人)

1 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

#### 第 17 条(連帯債務者)

1 利用者は、連帯債務者を定めるものとします。

2 前項の連帯債務者は、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について、利用者と連帯して保証の責を負うと共に、事業者が運営規定に定めるところに従い、事業者と協議し、必要な時は利用者の身柄を引き取るものとします。

3 事業者は、利用者の利用状況において必要な場合には、連帯債務者への連絡・協議等に務めるものとします。

#### 第 18 条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第19条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。



[契約書別紙]

1 担当者

氏名 山本 幸弘 連絡先 直通 0943-24-8288 代表 0943-32-3611  
氏名 中島 裕哉

2 通所リハビリテーションの内容

- (1) ご利用日 毎週月曜日～金曜日(土曜・日曜・8/13～15・12/30～1/3 を除く) 午前 8:30～午後 5:30
- (2) ご利用時間 午前 8:30～午後 5:30  
サービス提供時間 午前 8:50～10:20 ・ 10:30～12:00  
午後 13:45～15:15 ・ 15:25～16:55
- (3) ご利用場所 福岡県八女郡広川町大字新代 2316 番地
- (4) ご利用可能設備等 食堂兼機能訓練室 126.63 m<sup>2</sup>  
相談室  
送迎車 3 台
- (5) サービス内容 通所リハビリテーション計画に沿い、送迎、機能訓練その他必要な介護等を行います。

3 料金

通所リハビリテーション(デイケア)利用料  
別紙のとおり(令和 3 年 4 月より一部変更) 別紙のとおり

4 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容を変更または中止することがあります。  
その場合、ご家族に連絡の上、対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

5 相談、要望、苦情等の窓口

通所リハビリテーションに関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か、または下記窓口までお申し出下さい。

サービス相談窓口

電話番号：直通 0943-24-8288 代表：0943-32-3611

担当職員 山本 幸弘 ・ 中島 裕哉

(受付時間 月曜日～金曜日 ※土・日曜・8/13～15・12/30～1/3 を除く 午前 9:00～午後 5:00)

通所リハビリテーション重要事項説明書

(令和 6 年 5 月 1 日現在)

1 姫野病院通所リハビリテーションセンターが提供するサービスについての相談窓口

電話 直通 0943-24-8288(午前 9 時~午後 5 時まで)

担当 山本 幸弘 ・ 中島 裕哉

※ご不明な点は、おたずねください。

2 姫野病院通所リハビリテーションセンターの概要

(1) 送迎できる範囲

名 称	姫野病院通所リハビリテーションセンター
所 在 地	福岡県八女郡広川町大字新代 2316 番地
事業所番号	4013519089
送迎サービスを 提供する対象地域	八女郡広川町(中広川、下広川、上広川(要相談))、八女市(旧八女市以外要 相談)、久留米市(要相談)、筑後市(要相談)

※送迎種類：事業所送迎、法人無料送迎、家族送迎、自家用車。

(2) 施設の職員体制

職 種	員 数	
医師	1 人以上	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う (入所・短期入所療養介護・通所リハビリテーション 共通)
・看護職員 ・介護職員	1 人以上	・医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行い、 通所リハビリテーション計画等により看護を行う ・通所リハビリテーション計画等により医学的管理に基づく介護を 行う
理学・作業療法士、 又は言語聴覚士	2 人以上	リハビリテーションプログラム等を作成し、理学療法、作業療 法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う
事務職員	適当数	庶務、会計、介護報酬請求等事務を行う
管理栄養士	1 名	栄養状況を評価し、リハビリテーション計画に反映する

(3) 姫野病院通所リハビリテーションセンターの設備等

定 員	20 名	静 養 室	1
食堂兼機能訓練	1 室 126.63 m <sup>2</sup>	相 談 室	1
送 迎 車	3 台		

(4) 営業時間

月～金曜日	午前 8:30～午後 5:30			
提供時間	午前 8:50～10:20	10:30～12:00	午後 13:45～15:15	15:25～16:55
定休日	土曜・日曜日、8/13～15、12/30～1/3			

### 3 提供するサービス内容

- ① 機能訓練
- ② 生活相談
- ③ 送迎等

### 4 料金

#### 利用料金

契約書別紙のとおり

### 5 サービスの利用方法

#### (1)サービスの利用開始

電話、文書及び事業所への来所により受けつけます。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、通所リハビリテーション計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

#### (2)サービスの終了

##### ① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 7 日前までに文書でお申し出下さい。なお、文書は当方で用意してありますので、必要なおしつけください。

##### ② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 30 日前までに文書で通知いたします。

##### ③ 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者様が介護保健施設等に入所した場合
- ・利用者様がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

##### ④ その他

・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が倒産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。

・利用者様が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず 30 日以内にお支払いがない場合、または利用者様やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して生命、身体、財産、信用等を傷つけ、又はハラスメント等により、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することによ

り、すぐにサービスを終了させて頂く場合がございます。

## 6 姫野病院通所リハビリテーションセンターの特徴等

### (1) 運営の方針

- ① 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要リハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ② 当施設では、短時間での集中的なリハビリテーション提供を重視し、利用者個々の生活環境に合わせたリハビリテーションプログラムの提供ができるように努めます。
- ③ 当施設では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ④ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ⑤ 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。

### (2) サービスの利用のために

事 項	有	無	備 考
土曜・日曜日の実施の有無	有	<input checked="" type="radio"/>	土・日曜・8/13～15・12/30～1/3 定休日
時間延長実施の有無	有	<input checked="" type="radio"/>	
従業員への研修の実施状況	<input checked="" type="radio"/>	無	年1回以上実施しています
サービスマニュアルの作成	<input checked="" type="radio"/>	無	
送 迎 の 有 無	<input checked="" type="radio"/>	無	

### (3) サービスの利用のための留意事項

- ・送 迎 の 連 絡 方 法  
初回利用時前に利用者及びご家族に説明
- ・体調確認と体調不良の場合の対応  
体調確認(体温・血圧・脈拍等)の実施  
不調時は医師の診察によります
- ・機 能 訓 練 の 内 容  
利用者の状態にあった訓練(基本動作・ストレッチ・筋力トレーニング・ホットパック等)を提供します
- ・その他  
悪天候(積雪・台風等)により、サービスが提供できない場合があります

## 7 緊急時の対応

事業者は、現に通所リハビリテーションサービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

## 8 事故発生時の対応

施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

## 9 サービス内容に関する苦情窓口

### ① ご利用者相談・苦情担当

担当職員 山本 幸弘 ・ 中島 裕哉

### ② その他

上記以外に、行政の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

### □福岡県国民健康保険団体連合会

住所 〒812-8521 福岡県福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

電話 092-642-7859 FAX 092-642-7856

### □福岡県介護保険広域連合柳川大木広川支部

住所 〒832-0828 柳川市三橋町正行 431 柳川市役所三橋庁舎内

電話 0944-75-6301 FAX 0944-75-6340

### □広川町役場福祉課高齢者支援係

住所 〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804-1

電話 0943-32-1113 FAX 0943-32-5164

### □八女市役所介護長寿課介護サービス係

住所 〒834-8585 福岡県八女市本町 647 番地

電話 0943-23-1353 FAX 0943-30-1505

### □久留米市役所健康福祉部介護保険課

住所 〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15 番地 3

電話 0942-30-9038 FAX 0942-36-6845

### □筑後市役所高齢者支援課介護保険係

住所 〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地

電話 0942-53-4115 FAX 0942-53-4119

## 10 施設の概要

名称 法人種別	医療法人 八女発心会
代表者役職・氏名	理事長 姫野 亜紀 裕
本部所在地・電話番号	福岡県八女郡広川町大字新代 2316 番地 0943-32-3611
施設・拠点等	1 姫野病院

# 同意書

令和 年 月 日

通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基  
づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福岡県八女郡広川町大字新代 2316 番地

名称 姫野病院通所リハビリテーションセンター

説明者 氏名 山本 幸弘

私は、契約書および本書面により、事業者から通所リハビリテーションについての重要  
事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

ご家族または代理人 住所

氏名

続柄

## 秘密保持及び個人情報を用いる同意書

1. 事業者及びその従業者は、正当な理由がない限り、利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏しません。
2. 事業者は、事業所の従業者が退職後、在職中知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏すことがないように必要な措置を講じます。
3. 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、また利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族から同意を得ない限り、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

当事業所は、利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供開始に当り、利用者、利用者の家族に対して、本書面に基づいて上記秘密保持事項を説明しました。

令和 年 月 日

所在地 福岡県八女郡広川町大字新代 2316 番地  
名 称 姫野病院通所リハビリテーションセンター

説明者 氏名 山本 幸弘

私は、本書面に基づいて事業者から上記秘密保持の事項の説明を受けました。

サービス事業所やサービス担当者会議等において、必要性が生じた場合は、利用者の個人情報又は利用者の家族の個人情報を提示することを含め、通所リハビリテーションサービスの提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名

ご家族または代理人 住所

氏名

続柄

## 通所リハビリテーション 利用料金表 (1割負担)

令和6年6月より

※介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

所要時間 《1時間以上2時間未満》 時間延長サービスは実施しておりません。

料金区分	単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 施設利用料	1日あたり	369	398	429	458	491
理学療法士等 体制強化加算	1日あたり	30	30	30	30	30
サービス提供体制 強化加算	1日あたり	22	22	22	22	22
日額 利用料金 合計		421	450	481	510	543

※ただし、下記の対応を行った場合、利用料金に加算・減算されます。

- リハビリテーションマネジメント加算(イ)として、開始月から6ヶ月以内の期間は、560円/月加算されます。  
リハビリテーションマネジメント加算(イ)として、開始月から6ヶ月以降の期間は、240円/月加算されます。
- リハビリテーションマネジメント加算(ロ)として、開始月から6ヶ月以内の期間は、593円/月加算されます。  
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)として、開始月から6ヶ月以降の期間は、273円/月加算されます。
- リハビリテーションマネジメント加算(ハ)として、開始月から6ヶ月以内の期間は、793円/月加算されます。  
リハビリテーションマネジメント加算(ハ)として、開始月から6ヶ月以降の期間は、473円/月加算されます。
- 医師が利用者またはその家族に対して説明し利用者の同意を得た場合、270円/月加算されます。
- 短期集中リハビリテーション実施加算として、退院・退所、初回認定により3か月間110円/日加算されます
- 科学的介護推進体制加算として、40円/月加算されます。
- 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰとして、20円/6月加算されます。
- 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱとして、5円/6月加算されます。
- 口腔機能向上加算Ⅰとして、月2回まで、原則3か月の間、1回につき150円加算されます。

- 口腔機能向上加算Ⅱとして、月2回まで、原則3か月の間、1回につき160円加算されます。
  - 栄養アセスメント加算として、50円/月加算されます。
  - 栄養改善加算として、月2回まで、原則3か月の間、1回につき200円加算されます。
  - 生活行為向上リハビリテーション実施加算として、開始から6ヶ月以内の期間は1250円/月加算されます。
  - 生活行為向上リハビリテーション実施加算として、開始から6ヶ月以降の期間は上記の15/100にて、/月加算されます。
  - 事業所が送迎を行わない場合、片道につき47円減算されます。
  - 利用者が同一建物居住者又は同一建物から利用される場合、通所サービス提供に際して、94円減算されます。
  - 介護職員等処遇改善交付金相当分を、基本サービス費・当該加算に8.6%を乗じた料金が、介護職員等処遇改善加算となります。
  - 介護職員等処遇改善交付金相当分を、基本サービス費・当該加算に8.3%を乗じた料金が、介護職員等処遇改善加算となります。
  - 介護福祉士が50%以上配置されていますので、サービス提供体制強化加算として、要支援1の方で月額88円、要支援2の方で月額176円加算されます。
  - 12か月超減算として、利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合、要支援1の方で120円、要支援2の方で240円が減算されます。
- ※2割負担の場合は上記の2倍、3割負担の場合は上記の3倍となります。
- 病院へ入院された場合、退院するに当たり当事業所の医師または理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合に600円/1回のみ加算されます。

※その他の料金として下記のサービスをご利用になった場合、別途料金が加算されます。

【その他の料金】

料金区分	単位	金額	備考
おむつ代		実費	

姫野病院通所リハビリテーションセンター

# 姫野病院 介護予防通所リハビリテーションセンター契約書

様 以下、「利用者」という)と姫野病院通所リハビリテーションセンター

(以下、「事業者」という)は、事業者が利用者に対して行う介護予防通所リハビリテーションサービスについて、次のとおり契約します。

## 第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう介護予防通所リハビリテーションサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。
- 2 事業者は、介護予防通所リハビリテーションサービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。

## 第2条(契約期間)

- 1 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護(支援)認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護(支援)認定有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は、同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし、
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護(支援)認定有効期間の満了日までとします。

## 第3条(運営規程の概要)

事業者の運営規程の概要(事業の目的、職員の体制、介護予防通所リハビリテーションサービスの内容等)、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

## 第4条(介護予防通所リハビリテーション計画の作成・変更)

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「介護予防通所リハビリテーション計画」を作成します。
- 2 介護予防通所リハビリテーション計画には、リハビリテーションの目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
- 3 介護予防通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 4 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する介護予防通所リハビリテーションサービスの目的に従い、介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行います。
  - ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該介護予防通所リハビリテーション計画を変更する必要がある場合
  - ② 利用者が介護予防通所リハビリテーションサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
- 5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事

業者に連絡するなど必要な援助を行います。

6 事業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成し又は変更した際には、これを利用者及びその後見人又は家族に対して説明し、その同意を得るものとします。

7 介護予防通所リハビリテーションサービスの内容を変更した場合、利用者と事業者とは、利用者に変更後に利用する介護予防通所リハビリテーションサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

#### 第5条(介護予防通所リハビリテーションサービス内容及びその提供)

1 事業者は、医師の指示及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容の介護予防通所リハビリテーションサービスを提供します。

2 事業者は、利用者に対して介護予防通所リハビリテーションサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、利用者の確認を受けることとします。

3 事業者は、利用者の介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

4 利用者及びその後見人(後見人がいない場合は、利用者の家族)は、必要がある場合は、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

#### 第6条(居宅介護支援事業者等との連携)

事業者は、利用者に対して介護予防通所リハビリテーションサービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### 第7条(協力義務)

利用者は、事業者が利用者のため介護予防通所リハビリテーションサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

#### 第8条(料金)

1 利用者は、サービスの対価として〔契約書別紙〕に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日頃までに利用者到手渡し、または送付します。お手元に届かないときは、ご連絡下さい。

郵便物(主に請求書等)を送る場合は普通郵便とし、書留等を希望される場合は別途料金を頂きます。

普通郵便       書留等

3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までにお支払い下さい。

4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し受領書を発行します。

#### 第9条(サービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の当日午前 8 時 30 分までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供日の当日午前 8 時 30 分までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して〔契約書別紙〕に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、介護予防通所リハビリテーションサービスの実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては〔契約書別紙〕に記載したとおりとします。

#### 第 10 条(料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、30 日前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れる事ができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

#### 第 11 条(契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、7 日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 7 日間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30 日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、その契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払が 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合
  - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3 ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
  - ③ 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して生命、身体、財産、信用等を傷つけ、又はハラスメント等により、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が要介護(支援)認定を受けられなかった場合
- ② 利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所した場合
- ③ 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合

6 利用者又は利用者の家族等が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命、身体、財産、信用等を傷つけ、又はハラスメント等の著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）  
例：コップを投げつける/蹴る/唾を吐く
- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）  
例：大声を発する/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）  
例：必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする

## 第12条(秘密保持)

1 事業者及びその従業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人、家族又は秘密を漏らしません。

2 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、また利用者の家族(後見人)の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族(後見人)から同意を得ない限り、利用者又は利用者の家族(後見人)の個人情報を用いません。

3 例外として次の各号については、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連絡
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

4 事前に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとし、事業者は、事業所の従業者が退職後、在職中知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないようにします。

## 第13条(事故発生時の対応及び損害賠償)

1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

2 利用者の所持品の紛失、破損、事故等について、明らかに職員に過失がある場合を除き、一切責任を負いかねますのでご了承ください。

3 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

4 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意又は過失がない場合はこの限りではありません。

5 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

#### 第14条(緊急時の対応)

事業者は、現に介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

#### 第15条(相談・苦情対応)

- 1 利用者及びその後見人、家族は、事業所より提供されたサービスに関して苦情があるときは、事業所、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した介護予防通所リハビリテーションサービスについて利用者及びその後見人、家族から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、事業者は、利用者及びその後見人、家族が苦情を申し立てたことを理由とし不利益な取扱をすることはありません。
- 3 事業者の苦情相談窓口は重要事項説明書のとおりです。
- 4 事業者は、苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。
  - ① 利用者や従業員からの事情聴取等により、事実関係を把握します。
  - ② 苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。
  - ③ 利用者に対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明します。なお必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。
- 5 事業者は、苦情の処理に際しては、必要に応じて市町村又は国民健康保険団体連合会へその概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

#### 第16条(利用者代理人)

- 1 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

#### 第17条(連帯債務者)

- 1 利用者は、連帯債務者を定めるものとします。
- 2 前項の連帯債務者は、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について、利用者と連帯して保証の責を負うと共に、事業者が運営規定に定めるところに従い、事業者と協議し、必要な時は利用者の身柄を引き取るものとします。
- 3 事業者は、利用者の利用状況において必要な場合には、連帯債務者への連絡・協議等に務めるものとします。

#### 第18条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意

を持って協議のうえ定めます。

#### 第 19 条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 〒 住所

氏名

ご家族または代理人 住所

氏名

続柄

連帯債務者 住所

氏名

続柄

事業者 所在地 福岡県八女郡広川町大字新代 2316 番地

名称 医療法人八女発心会

姫野病院通所リハビリテーションセンター

管理者 理事長 姫野亜紀裕

〔契約書別紙〕

1 担当者

氏名 山本 幸弘 連絡先 直通 0943-24-8288 代表 0943-32-3611  
氏名 中島 裕哉

2 介護予防通所リハビリテーションの内容

- (1) ご利用日 毎週月曜日～金曜日(土曜・日曜・8/13～15・12/30～1/3 を除く) 午前 8:30～午後 5:30
- (2) ご利用時間 午前 8:30～午後 5:30
- サービス提供時間 午前 8:50～10:20 ・ 10:30～12:00  
午後 13:45～15:15 ・ 15:25～16:55
- (2) ご利用時間 福岡県八女郡広川町大字新代 2316 番地
- (3) ご利用場所 福岡県八女郡広川町大字新代 2316 番地
- (4) ご利用可能設備等 食堂兼機能訓練室 126.63 m<sup>2</sup>  
相談室  
送迎車 3 台
- (5) サービス内容 介護予防通所リハビリテーション計画に沿い、送迎、機能訓練その他必要な介護等を行います。

3 料金

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)利用料  
別紙のとおり(令和 6 年 6 月より一部変更) 別紙のとおり

4 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容を変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

5 相談、要望、苦情等の窓口

介護予防通所リハビリテーションに関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か、または下記窓口までお申し出下さい。

サービス相談窓口

電話番号：直通 0943-24-8288 代表：0943-32-3611

担当職員 山本 幸弘 ・ 中島 裕哉

(受付時間 月曜日～金曜日 ※土・日曜・8/13～15・12/30～1/3 を除く 午前 9:00～午後 5:00)

介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書  
(令和 6 年 6 月 1 日現在)

1 姫野病院通所リハビリテーションセンターが提供するサービスについての相談窓口

電話 直通 0943-24-8288(午前 9 時～午後 5 時まで)

担当 山本 幸弘 ・ 中島 裕哉

※ご不明な点は、おたずねください。

2 姫野病院通所リハビリテーションセンターの概要

(1) 送迎できる範囲

名 称	姫野病院通所リハビリテーションセンター
所 在 地	福岡県八女郡広川町大字新代 2316 番地
事業所番号	4013519089
送迎サービスを 提供する対象地域	八女郡広川町(中広川、下広川、上広川(要相談))、八女市(旧八女市以外要 相談)、久留米市(要相談)、筑後市(要相談)

※送迎種類：事業所送迎、法人無料送迎、家族送迎、自家用車。

(2) 施設の職員体制

職 種	員 数	
医師	1 人以上	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う (入所・短期入所療養介護・介護予防通所リハビリテーション 共通)
・看護職員 ・介護職員	1 人以上	・医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行い、 介護予防通所リハビリテーション計画等により看護を行う ・介護予防通所リハビリテーション計画等により医学的管理に基づ く介護を行う
理学・作業療法士、 又は言語聴覚士	2 人以上	リハビリテーションプログラム等を作成し、理学療法、作業療 法その他必要なりハビリテーションを計画的に行う
事務職員	適当数	庶務、会計、介護報酬請求等事務を行う
管理栄養士	1 名	栄養状態を評価・把握しリハビリテーション計画に反映する

(3) 姫野病院通所リハビリテーションセンターの設備等

定 員	20 名	静 養 室	1
食堂兼機能訓練	1 室 126.63 m <sup>2</sup>	相 談 室	1
送 迎 車	3 台		

(4) 営業時間

月～金曜日	午前 8:30～午後 5:30			
提供時間	午前 8:50～10:20	10:30～12:00	午後 13:45～15:15	15:25～16:55
定休日	土曜・日曜日、8/13～15、12/30～1/3			

### 3 提供するサービス内容

- ① 機能訓練
- ② 生活相談
- ③ 送迎等

### 4 料金

利用料金

契約書別紙のとおり

### 5 サービスの利用方法

#### (1)サービスの利用開始

電話、文書及び事業所への来所により受けつけます。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、介護予防通所リハビリテーション計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

#### (2)サービスの終了

##### ① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 7 日前までに文書でお申し出下さい。なお、文書は当方で用意してありますので、必要なときはお申しつけください。

##### ② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 30 日前までに文書で通知いたします。

##### ③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者様が介護保健施設等に入所した場合
- ・利用者様がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

##### ④ その他

- ・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が倒産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず 30 日以内にお支払いがない場合、または利用者様やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して生命、身体、財産、信用等を傷つけ、又はハラスメント等により、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させて頂く場合がございます。

## 6 姫野病院通所リハビリテーションセンターの特徴等

### (1) 運営の方針

- ① 当施設では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ② 当施設では、短時間での集中的なりハビリテーション提供を重視し、利用者個々の生活環境に合わせたリハビリテーションプログラムの提供ができるように努めます。
- ③ 当施設では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ④ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ⑤ 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。

### (2) サービスの利用のために

事 項	有	無	備 考
土曜・日曜日の実施の有無	有	無	土・日曜8/13～15・12/30～1/3 定休日
時間延長実施の有無	有	無	
従業員への研修の実施状況	有	無	年1回以上実施しています
サービスマニュアルの作成	有	無	
送 迎 の 有 無	有	無	

### (3) サービスの利用のための留意事項

- ・送 迎 の 連 絡 方 法  
初回利用時前に利用者及びご家族に説明
- ・体調確認と体調不良の場合の対応  
体調確認(体温・血圧・脈拍等)の実施  
不調時は医師の診察によります
- ・機 能 訓 練 の 内 容  
利用者の状態にあった訓練(基本動作・ストレッチ・筋力トレーニング・ホットパック等)を提供します
- ・その他  
悪天候(積雪・台風等)により、サービスが提供できない場合があります

## 7 緊急時の対応

事業者は、現に介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

## 8 事故発生時の対応

施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

## 9 サービス内容に関する苦情窓口

### ① ご利用者相談・苦情担当

担当職員 山本 幸弘 ・ 中島 裕哉

### ② その他

上記以外に、行政の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

### □福岡県国民健康保険団体連合会

住所 〒812-8521 福岡県福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

電話 092-642-7859 FAX 092-642-7856

### □福岡県介護保険広域連合柳川大木広川支部

住所 〒832-0828 柳川市三橋町正行 431 柳川市役所三橋庁舎内

電話 0944-75-6301 FAX 0944-75-6340

### □広川町役場福祉課高齢者支援係

住所 〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804-1

電話 0943-32-1113 FAX 0943-32-5164

### □八女市役所介護長寿課介護サービス係

住所 〒834-8585 福岡県八女市本町 647 番地

電話 0943-23-1353 FAX 0943-30-1505

### □久留米市役所健康福祉部介護保険課

住所 〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15 番地 3

電話 0942-30-9038 FAX 0942-36-6845

### □筑後市役所高齢者支援課介護保険係

住所 〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地

電話 0942-53-4115 FAX 0942-53-4119

## 10 施設の概要

名称 法人種別	医療法人 八女発心会
代表者役職・氏名	理事長 姫野 亜紀 裕
本部所在地・電話番号	福岡県八女郡広川町大字新代 2316 番地 0943-32-3611
施設・拠点等	1 姫野病院

# 同意書

令和 年 月 日

介護予防通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福岡県八女郡広川町大字新代 2316 番地

名称 姫野病院通所リハビリテーションセンター

説明者 氏名 山本 幸弘

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防通所リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

ご家族または代理人 住所

氏名

続柄

## 秘密保持及び個人情報を用いる同意書

1. 事業者及びその従業者は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護予防通所リハビリテーションサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
2. 事業者は、事業所の従業者が退職後、在職中知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
3. 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、また利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族から同意を得ない限り、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

当事業所は、利用者に対する介護予防通所リハビリテーションサービスの提供開始に当り、利用者、利用者の家族に対して、本書面に基づいて上記秘密保持事項を説明しました。

令和 年 月 日

所在地 福岡県八女郡広川町大字新代 2316 番地  
名称 姫野病院通所リハビリテーションセンター

説明者 氏名 山本 幸弘

私は、本書面に基づいて事業者から上記秘密保持の事項の説明を受けました。

サービス事業所やサービス担当者会議等において、必要性が生じた場合は、利用者の個人情報又は利用者の家族の個人情報を提示することを含め、介護予防通所リハビリテーションサービスの提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名

ご家族または代理人 住所

氏名

続柄

## 介護予防通所リハビリテーション 利用料金表 (1割負担)

令和6年6月より

※介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

所要時間 《1時間以上2時間未満》 時間延長サービスは実施していません。

料金区分	単位	要支援1	要支援2
基本料金 施設利用料 1ヶ月定額		2268	4228
1ヶ月の利用回数例		4回	8回
1ヶ月あたりの利用料金例		2268	4228

※ただし、下記の対応を行った場合、利用料金に加算・減算されます。

- 科学的介護推進体制加算として、40円/月加算されます。
  - 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰとして、20円/6月加算されます。
  - 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱとして、5円/6月加算されます。
  - 口腔機能向上加算Ⅰとして、月2回まで、原則3か月の間、1回につき150円加算されます。
  - 口腔機能向上加算Ⅱとして、月2回まで、原則3か月の間、1回につき160円加算されます。
  - 栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを1月に2回以上行った場合に一体的サービス提供加算として480円加算されます。
  - 生活行為向上リハビリテーション実施加算として、開始から6ヶ月以内の期間は562円/月加算されます。
  - 生活行為向上リハビリテーション実施加算として、開始から6ヶ月以内の期間は473円/月加算されます。
  - 利用者が同一建物居住者又は同一建物から利用される場合、通所サービス提供に際して、要支援1の方で376円、要支援2の方で752円が減算されます。
  - 介護職員等処遇改善交付金相当分を、基本サービス費・当該加算に8.6%を乗じた料金が、介護職員等処遇改善加算となります。
  - 介護職員等処遇改善交付金相当分を、基本サービス費・当該加算に8.3%を乗じた料金が、介護職員等処遇改善加算となります。
  - 介護福祉士が50%以上配置されていますので、サービス提供体制強化加算として、要支援1の方で月額88円、要支援2の方で月額176円加算されます。
  - 12か月超減算として、利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合、要支援1の方で120円、要支援2の方で240円が減算されます。
- ※2割負担の場合は上記の2倍、3割負担の場合は上記の3倍となります。
- 病院へ入院された場合、退院するに当たり当事業所の医師または理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合に600円/1回のみ加算されます。

※その他の料金として下記のサービスをご利用になった場合、別途料金が加算されます。

【その他の料金】

料金区分	単位	金額	備考
おむつ代		実費	

姫野病院通所リハビリテーションセンター